

議案第 79 号

北名古屋市ひとり親家庭等手当支給条例の一部改正について

北名古屋市ひとり親家庭等手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市ひとり親家庭等手当支給条例の施行に当たり、児童扶養手当を遡及して支給を受ける者に対し手当を支給することができるよう経過措置を設けるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市ひとり親家庭等手当支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市ひとり親家庭等手当支給条例（令和 7 年北名古屋市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「法第 9 条第 1 項の規定により」を削る。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 4 市長は、第 4 条の規定により受給資格の認定を受けた者について、その受給資格に疑義が生じた場合等にあつては、前 3 項の規定にかかわらず、手当の支払を一時差し止めることができる。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 この条例の施行の日において新条例第 3 条に定める受給資格者に該当する者であつて、令和 9 年 3 月 31 日までに新条例第 4 条の規定による認定の請求をしたものについての新条例第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「受給資格者が第 4 条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月」とあるのは、「令和 7 年 11 月」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。